

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／12月16日(木) 13:00~16:00
- 場所／きび保健福祉センター ボランティアルーム

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22-4513

ファクス 32-4827

12月4日〜10日は「人権週間」
みんなで築こう
人権の世紀

昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会で、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と国々々が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。この日を記念し、国際連合は12月10日を「人権デー」と決めました。

わが国では、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」とし、世界人権宣言の趣旨およびその重要性を広め、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

家族で考えよう!
インターネットと人権

パソコンやスマートフォン、携帯電話などを使ったインターネットの利用は、さまざまな情報を調べることができ、遠くの人と交流できるなどコミュニケーションの輪を広げ、生活を便利にしています。特にスマートフォンは操作が簡単に利用できることから、世帯保有率は上昇し続け、過去最多となっています。

しかし一方で、インターネット上でのトラブルも多発しています。他人への中傷、無責任な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が拡散されています。子どもたちの間でもコミュニケーションツールとしてインターネットを使用することが多くなっており、そのやりとりの中で嫌がらせやいじめも発生し、時には命に関わるほどの深刻な事態になることがあります。

子どもたちのインターネットトラブルを防ぐためには、人権やモラルについて家庭で話し合ったり、インターネットの利用ルールを決めたりすることが大切です。

今この瞬間にも、子どもたちはインターネットでの嫌がらせやいじめについて悩んでいるのかもしれない。普段の会話から子どもの置かれた状況を察知できることもあります。子どもとの何気ない会話を大切にしましょう。

人権機関有田川理事 張道暁

受講生募集!

インターネットと人権

インターネットを気持ちよく使い

続けるためのマナーやモラルについて考える実践的な無料講座です。

- 日時／令和4年(2022年)1月14日(金) 14時〜16時
- 場所／金屋文化保健センター
- 定員／30人 ※要申込・先着順
- 申し込み先／社会教育課(金屋庁舎)

映画会

湯を沸かすほどの熱い愛

9月に中止した人権映画会を、改めて開催します。

- 日時／令和4年(2022年)1月15日(土)
昼の部 14時〜・夜の部 19時〜
- 場所／金屋文化保健センター
- 定員／各回200人
- 入場料／無料 ※整理券が必要
- 整理券配布開始日／12月7日(火)
- 整理券配布場所／社会教育課・清水行政局・各出張所・地域交流センター(ALEC)・金屋図書館・しみず図書館

●問い合わせ先／社会教育課(金屋庁舎)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により延期する場合は、令和4年(2022年)2月12日(土)の同じ時間に上映します。整理券はそのまま使用できます。